指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用重要事項説明書

グループホーム王喜の郷

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供にあたり、平成24年条例第72号第129条(準用第10条)及び平成24年条例第73号第87条(準用第12条)にもとづいて説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の内容

事業所名称	社会福祉法人　緑樹会
主たる事務所の所在地	山口県下関市王喜本町6-1-12
代表者	理事長　　末 谷 千 秋
連絡先	電話:083-283-2834　FAX:083-283-2060
Eメールアドレス	oukinosato@ryokujukai.jp
ホームページ	http://www.ryokujukai.jp

2. 事業の目的と方針

事業の目的	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送って頂けるように、介護計画に基づいた適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	家庭的な環境の中で、認知症の状態にある要介護者及び要支援者の意思や人格、心身の特性を踏まえつつ、ご利用者がそれぞれの役割をもって共同生活において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

3. 事業所概要

名称	グループホーム王喜の郷
事業所の種類	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
利用定員	9名
指定番号	3570101125　　指定年月日:平成14年4月1日、平成18年4月1日(介護予防)
開設年月日	平成14年4月1日
所在地	山口県下関市王喜本町6-1-12
管理者	野平　千加子
連絡先	電話:083-283-2834　FAX:083-283-2060

4. 居室・設備の概要

敷地面積	1485.56㎡	
建物	構造	木造平屋
	建築床面積	329.41㎡
居室	居室数	9室(全て1人部屋となります)
	居室面積	12.64㎡　3室および12.21㎡　6室
共用設備	食堂・居間(床暖房を完備)、廊下、台所、浴室(個人浴槽)・脱衣室、洗濯室、便所(3か所)、談話室	

5. 事業所の職員体制

	常勤		非常勤		職務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1名			(計画作成担当者と介護職員と兼務) 職員の管理、業務の管理等を行う
計画作成担当者		1名			(管理者と介護職員と兼務) ご利用者に適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成と、連携する介護保険施設、病院等との連絡・調整を行う
介護職員	1名以上	1名	1名以上		ご利用者に対し、介護計画に基づき必要な介護及び支援を行う

6. 職員の勤務体制

勤務形態	勤務時間	休憩	実労働時間	1日の勤務人数
日勤1(A)	8:00～17:00	12:00～13:00	8時間	1
日勤2(B)	9:00～18:00	13:00～14:00	8時間	1
日勤3(F)	8:00～17:00	12:00～13:00	8時間	1又は0
夜勤	16:00～9:00	(1時間)	16時間	1

7. 休業日

休業	年中無休

8. サービスの内容及び利用料

サービス内容	①入浴、排泄、食事、着替え等の介護 ②日常生活上の世話 ③日常生活の中での機能訓練 ④日常生活上の健康管理 ⑤相談、援助
利用料	①介護報酬の告示上の額 要支援2　761単位/日 要介護1　765単位/日 要介護2　801単位/日 要介護3　824単位/日 要介護4　841単位/日 要介護5　859単位/日 ②家賃　28,000円 ③食費　45,000円 ④水道光熱費　21,000円 ⑤日常生活費　6,000円 内訳　教養娯楽　2,000円 衛生用品　2,000円 調理用器具、消耗品　1,000円 日常雑貨類　1,000円 ⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　22単位/日 ⑦認知症チームケア推進加算Ⅰ　150単位/月 ⑧口腔衛生管理体制加算　30円/月 ⑨口腔・栄養スクリーニング　20単位/6月に1回を限度 ⑩栄養管理体制加算　30単位/月 ⑪科学的介護推進体制加算:40単位(1月につき) ⑫初期加算　:　30単位/日　※入居された日から30日間加算されます ⑬退居時相談援助加算　400単位 ※退居後居宅で介護サービスを利用する場合に1回加算されます。 ⑭退居時情報提供加算　250単位 ※医療機関へ心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に1回に限り算定します。 ⑮入退院支援加算　246単位 ※3か月以内に退院が認められる場合1か月毎に6日加算されます。 ⑯生産性向上推進体制加算(Ⅱ)　10単位/月 ※生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う場合に月1回算定します。 ⑰介護職員処遇改善加算Ⅰロ　22.8%(加算割合) ※合計単位数に乗じて計算します。単数処理四捨五入。 利用料負担は介護保険負担割合証の割合で計算されます。

	なお、理美容代金、紙おむつ、医療費等については、実費払いとなります。 退居時や契約終了後に荷物管理料、事務手数料の費用が掛かる場合があります。

9. 入居に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、お名前、ご関係を職員にお告げ下さい。 ご家族が宿泊される場合は必ず職員にお届けください。
外出・外泊	外出・外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を届け出てください。 なお帰宅時間が遅れる場合は必ず連絡してください。

10. 契約の終了

① 要介護要介護又は要支援の認定更新において、ご利用者が自立または要支援1と認定された場合

② ご利用者が死亡した場合

③ ご利用者又はご利用者代理人が契約書第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日

④ 事業者が契約書第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日

⑤ ご利用者が病気の治療等その他のため7日以上グループホームを離れることが決まり、かつその転居先の受け入れが可能となったとき

※退院が決まり、再度当グループホームに入居を希望される場合はご相談ください。

⑥ ご利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

⑦ ご利用者またはその家族から事業者や職員等に対して、故意に暴力や暴言、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合

11. 緊急時の対応

ご利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要を認めた場合は、ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるように支援します。

＜協力医療機関＞

名称	牛尾医院 亀の甲クリニック	佐々木医院	福田歯科医院	周山医院	橋本クリニック
所在地	下関市長府亀の甲	下関市吉田	下関市長府中浜町	下関市王喜本町	下関市長府江下町
診療科目	内科、呼吸器科	内科	歯科	内科	心療内科・神経科
入院設備	あり	なし	なし	なし	なし
救急指定	なし	なし	なし	なし	なし
協力関係	協力契約済	協力契約済	協力契約済	協力契約済	協力医

日常のかかりつけ医への通院は職員が介助致します。

その他の通院介助は、ご家族にお願いする場合があります。

12. 看取りについて

ご利用者及びご家族から看取りや延命治療に関しての考えをお聞きし、ご家族、医療機関と連携を図りながら、看取りを行います。看取りを希望されても医療処置の継続が必要な場合は、入院や救急搬送という形をとらせて頂くことがあります。

13. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

損害賠償の方法	(株)東京海上日動火災保険より填補されます。

14. 秘密保持・個人情報の保護

契約書に定めるように、職員は正当な理由のない限り、知りえた利用者及びその家族の秘密を他に漏らしません。サービス終了後、職員の退職後も継続します。また個人情報を会議等で用いる場合は、あらかじめ同意書により同意を得ます。

15. 身体拘束の禁止に関する事項

1.利用者本人及び他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアを図り、拘束をしない介護に努めます。
2.緊急やむを得ない状況が発生し身体拘束を行う場合は、次の方法により実施します。
①実施にあたっては、関係職員の参加する緊急カンファレンスを開催し、代替策の有無、身体拘束の理由、対応方法の確認、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性及び経過確認の方法について検討します。
②身体拘束の実施期間中は、状況経過記録を作成します。
③身体拘束の必要な状況が解消した場合は、速やかに拘束を解除します。
3.やむを得ず身体拘束を行う場合は、家族の同意を得、同意書への署名を得ることとします。
4.事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施します。

16.虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針を整備しています。

③虐待を防止するため、従業者への研修を年2回以上実施します。

④適切に実施するための責任者を設置します。

※責任者　管理者　：　野平　千加子

17. 非常災害時の対策

消防計画等	下関市東消防署に届け済み　　防火管理責任者　　末谷　千秋
消防訓練等	年2回消防職員により、夜間、昼間を想定し、入居者も参加し訓練をする。
防災設備	併設施設接続緊急システム設置、施設内に消火器2個設置

18.衛生管理

1.指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
2.事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症委員会）をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

19.業務継続計画の策定等

1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとします。
3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

20. 苦情申立

相談窓口	相談担当者	野平　千加子
	ご利用時間	毎日いつでも
	ご利用方法	担当者に直接又は電話:083-283-2834 担当者が不在の場合は、職員にお申し付けください。

○第三者委員への委嘱があります

松本　靖廣　　電話(携帯)：080-8080-0857	行政書士資格があり、行政手続きや人権等の相談業務をされています。

○公的機関

下関市福祉部介護保険課事業者係
住所:下関市南部町1番1号　下関市役所本庁舎西棟2階
電話:083-231-1371　FAX:083-231-2743
受付日時:8:30～17:15(このうち、窓口対応時間は9:00～16:30)
（土、日、祝日、年末年始を除く）
山口県国民健康保険団体連合会　介護保険課
住所:山口市朝田1980番地7　国保会館
電話:083-995-1010　FAX:083-934-3665
受付日時:9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始を除く）

21.その他利用者の選択に資する重要事項

Ⅰ、従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
(1)採用時研修　採用後1カ月以内
(2)階層別研修　随時
Ⅱ、従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。
Ⅲ、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑樹会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

22.外部評価の実施状況

実施日:令和6年11月14日
評価機関:北九州シーダブル協会
開示状況:WAMNET公開、事業所玄関にファイリングし置いています。

指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、ご利用者ならびにご家族に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し、交付しました。

令和　　年　　月　　日

所在地　：山口県下関市王喜本町6－1－12
事業所名：グループホーム王喜の郷
説明者　：　　印

契約書及び本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住所　　：
氏名　　：　　印
＜連帯保証人＞
住所　　：
氏名　　：　　印
ご利用者との続柄　：